

議事日程（最終日） 平成30年9月21日 午前9時開議

- 日程第 1 議案第38号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 2 発議第 1号 議案第38号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議について
- 日程第 3 議案第39号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 4 議案第40号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 5 議案第41号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 6 議案第42号 木曾岬町工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第43号 木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第44号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第45号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第46号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第47号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第48号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第49号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第50号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第51号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定について
- 日程第16 発議第 2号 「義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実」を求める意見書
- 日程第17 発議第 3号 「教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充」を求める意見書

日程第18 発議第 4号 「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書

日程第19 発議第 5号 「防災対策の充実」を求める意見書

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8名）

1番	鎌田 鷹介 君	2番	伊藤 厚紀 君
3番	加藤 真人 君	5番	服部 英二夫 君
6番	三輪 一雅 君	7番	伊藤 律雄 君
8番	中川 和子 君	9番	伊藤 好博 君

欠席議員（0名）

議場出席説明者

町長	加藤 隆 君	副町長	森 清秀 君
教育長	山北 哲 君	総務政策課長	伊藤 啓二 君
危機管理課長	小島 裕紹 君	会計管理者	服部 孝龍 君
産業課長	平松 孝浩 君	建設課長	浅野 覚 君
住民課長	山田 克己 君	福祉健康課長	松本 大 君
税務課長	藤井 光利 君	教育課長	伊藤 正典 君

事務局出席職員

事務局長 白木 悟 議会事務局 伊藤 麻美

=====

午前 9時 0分開議

○議長（伊藤好博君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様には、諸般何かと御多用の中、御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。また、加藤町長を初め執行部の皆様方におかれましても御出席いただき、ありがとうございます。

さて、平成30年第3回定例会は9月6日から16日間の日程で開かれまして、本日が今期定例会の最終日でございます。この後行われます議案審議に際しましては慎重審議をいただきますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は8名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は既にお手元に配付させていただきましたとおりでございます。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1 議案第38号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第2号)について

○議長（伊藤好博君） 日程第1、議案第38号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般

会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案第38号については、三輪一雅議員から、お手元にお配りした修正の動議が提出されております。したがって、これを本案とあわせて議題といたします。

しばらく精読のため自席で休憩といたします。

午前 9時 2分休憩

午前 9時 5分再開

○議長（伊藤好博君） 休憩を解き、本会議に戻します。

提出者の説明を求めます。

○6番（三輪一雅君） 議長、6番。

○議長（伊藤好博君） 6番議席、三輪一雅君。

登壇の上、説明をお願いいたします。

○6番（三輪一雅君） 皆さん、おはようございます。

私は、このたび議案第38号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）につきまして、修正案を出させていただきました。

この修正の内容は、皆さん御存じのとおり町制記念事業、この中で予算づけられております玄関先の御影石製の銘板と、それから30周年の記念誌を発行するというものです。この予算を今回削減したものを修正案として出させていただきました。数字で言いますと300万円が銘板代になっておりますので、300万円をそのままカット、それが工事費に入っていると思うんですが、350万円ですから、300万円で50万円というふうに記載しております。

それから、もう一つが記念誌、これが561万6,000円だったと思います。この561万6,000円を全額カットさせていただいております。561万6,000円のうち債務負担行為がありますので、そちらの分と合わせてトータル561万6,000円をカットということで計算させていただいております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤好博君） 提出者の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子議員、どうぞ。

○8番（中川和子君） 今、修正議案で、銘板と町誌に対する修正予算が出されましたが、30年記念事業は、あと植樹と講演会の予算も含まれているわけですが、今回出されなかったもので、それに対してはどのような考えで予算を修正されなかったんでしょうか。

○議長（伊藤好博君） 三輪議員、お答えできますか。

○6番（三輪一雅君） はい。

○議長（伊藤好博君） 6番議席、三輪一雅君。

○6番（三輪一雅君） コンサートだとか講演といったものは、少なくともこれは町民の皆さんに喜んでいただけるだろうという判断をまずしております。

それから、植樹に関しましてもやはり、もともと庁舎内というのはもうちょっと樹木を植えようという話がありましたけれども、その辺が駐車場を確保しようということで、景観も少し残念なことになったかなという中で、今回新たに植樹されるというのに関しては、これも景観を生かせるのではないかというふうに考えました。

銘板はちょっと、景観とはまた次元が違う話になるのかなというふうな判断をしております。

○議長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

原案の議案につきましては、19日の一般質問日に委員長報告とその質疑が終わっておりますので、議案第38号について、これより討論に入ります。

それでは、まず、原案に賛成者の発言を許します。

○7番（伊藤律雄君） 議長、7番。

○議長（伊藤好博君） 7番議席、伊藤律雄議員。

○7番（伊藤律雄君） 皆さん、おはようございます。

私は、議案第38号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）については、既決予算額に2,400万円を追加し、予算総額29億2,400万円とする補正予算です。

このたびの補正は、歳入財源である県補助金、前年度からの繰越金の確定などにより、必要とする財源の確保が図られたことにより適正な予算の再編が進められており、財源の有効活用を図る上で必要なことであります。

また、歳出予算では、30周年の記念事業や防災センターの必要な事業費、保険事業、基盤整備、弱者に対する追加予算など、これらは住民福祉向上の町、安心安全並びに防災推進に大きく寄与されるものであります。特に30周年記念事業では、複合型施設及び教育文化棟も完成され、また、総務建設常任委員会で附帯決議も付されており、よく議論が尽くされている。

よって、この補正予算に賛成するものであります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（伊藤好博君） 次に、原案に反対及び修正案に反対者の発言を許します。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子議員、どうぞ。

○8番（中川和子君） 私は、議案第38号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）について、反対討論をいたします。

まず、1点目として、社会保障・税番号制度整備費の補助金ですが、約10%に過ぎないカードの普及率を上げるために、住民票や個人番号カードに旧姓を併記してできるよう、一昨年から既に国のほうが194億円を投入し、今年度は、当初に加えてさらに今回追加補正までして、来年度の旧姓記載施行に向けて準備を進めようとするものです。

普及が伸びないのは、多くの方が必要性を感じないことと、プライバシーの情報流出に危惧を抱いているからではないでしょうか。国がやることに対して、異議を唱えていくのも地方の大事な役目であると考えます。これ以上のサービス拡大はするべきではないと考えます。

また、町制30年をめぐる補正は、債務負担行為を含めると当初予算の倍以上の金額となり、当初、補正、それぞれの予算編成のあり方を問うものとなりました。既に式典後に決まっている名古屋フィルハーモニー楽団の演奏会に加えて、なぜ直近に講演会まで企画をしたのか、1本に絞るべきではなかったのでしょうか。また、債務負担行為まで起こして30年誌をつくるのでしょうか。式典で配る30年の町の歩みをそれなりのものにすればよいのではないのでしょうか。

銘板にしても、もう既に立派な町民憲章の碑があります。植樹は既に町の木の桜もあります。複合施設をつくって町財政が厳しくなったというなら、それなりの記念事業でよいのではないのでしょうか。

以上、2つの観点から、今回の補正予算には反対をいたします。

○議長（伊藤好博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

○6番（三輪一雅君） 議長、6番。

○議長（伊藤好博君） 三輪議員は提出議員ですので。

〔「してはいけないということはないんですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 提案理由説明の中で申しておりますので、賛成討論者には入りません。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第38号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）について、議案採決に入ります。

まず、本案に対する三輪一雅君より提出された修正案について、起立によって採決を行います。

本修正案に賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立少数です。よって、修正案は否決されました。

次に、本案に対するそれぞれの委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立多数です。よって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第2 発議第1号 議案第38号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議について

○議長（伊藤好博君） 次に、日程第2、発議第1号、議案第38号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議についてを議題といたします。

事務局長に発議を朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（伊藤好博君） 提案の趣旨説明を求めます。

総務建設常任委員会、服部英二夫委員長。

○5番（服部英二夫君） 議長、5番。

○議長（伊藤好博君） 5番議席、総務建設常任委員会委員長、服部英二夫君。

○5番（服部英二夫君） 皆さん、おはようございます。

朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

議案第38号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議案です。

平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）は分割付託され、教育民生常任委員会では可決、総務建設常任委員会でも可決となったが、その執行にあっては次の事項について十分注意して取り組まれるよう強く求めるものである。

1、町制記念事業の補正予算については、一部事業予算の凍結も含め、再度協議した上で予算執行に当たること。

以上、決議する。

平成30年9月21日、木曾岬町議会。

よろしく願います。

○議長（伊藤好博君） 委員長の趣旨説明が終わりましたので、ただいまの委員長の趣旨

説明に対し、御質疑のある方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論、採決に入ります。

まず、附帯決議案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 次に、賛成者の発言を許します。

討論者はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案採決に入ります。

お諮りいたします。

日程第2、発議第1号、議案第38号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）に対し、本件のおり附帯決議を付することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第38号に対し、本件のおり附帯決議を付することに決定しました。

ここで町長に、附帯決議に対し発言があれば許可します。

町長、よろしければ。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 議員の皆さん方には慎重審議を尽くしていただき、ただいまは附帯決議をつけての原案可決決定をいただきました。その結果、附帯決議につきましても重く受けとめ、厳粛に、そしてまた、真摯に受けとめさせていただきまして、今後、町議会の皆さん方と誠実に真摯に再度検討をさせていただき、御理解いただきながら、執行に当たらせていただきたいと思います。

以上でございます。

日程第 3 議案第39号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第 4 議案第40号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

- 日程第 5 議案第 4 1 号 平成 3 0 年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 6 議案第 4 2 号 木曾岬町工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4 3 号 木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4 4 号 平成 2 9 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 4 5 号 平成 2 9 年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 0 議案第 4 6 号 平成 2 9 年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 1 議案第 4 7 号 平成 2 9 年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 2 議案第 4 8 号 平成 2 9 年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 3 議案第 4 9 号 平成 2 9 年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 4 議案第 5 0 号 平成 2 9 年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 5 議案第 5 1 号 平成 2 9 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定について

○議長（伊藤好博君） 続きまして、日程第 3、議案第 3 9 号、平成 3 0 年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてから日程第 1 5、議案第 5 1 号、平成 2 9 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定についてまでの 1 3 議案を一括上程し、これを議題といたします。

会議議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（伊藤好博君） ただいま議題といたしました議案につきましては、1 9 日の一般質問日にそれぞれ付託されました各常任委員会の委員長報告とその質疑が行われております。よって、これより討論に入ります。

討論は一括討論といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認め、一括討論といたします。

それでは、まず、原案に反対者の発言を許します。

○ 8 番（中川和子君） 議長、8 番。

○ 議長（伊藤好博君） 8 番議席、中川和子君。

○ 8 番（中川和子君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

私は、9 月第 3 回の定例会に上程されました 13 議案のうち 7 議案に反対をし、残る 6 議案に賛成するものです。

では、反対討論に入らせていただきます。

まず、議案 42 号ですが、当町の規定の工業地域と干拓地にかかわる緑地面積の規制緩和による企業の土地活用を進めるための条例制定案、また、議案第 43 号は、干拓地に地域経済を牽引してくれるような企業の固定資産税の免除規定の条例制定案ですが、条例制定の前提として、干拓地の企業誘致は可能でしょうか。

北海道地震で起きた液状化現象、台風による関西空港の高潮での水没を目の当たりにし、今回教育関係から出されている請願にもありましたように、南海トラフがこの地域を襲った場合の状況を勘案すると、厳しいものがあると考えます。

先日亡くなられた鳥羽市の海の博物館長の石原義剛氏が 2013 年 1 月、新聞のエッセーで木曾岬干拓について、海に拓く、開拓の拓ですが、開拓で発電と自然再生をと提案されています。

走り出したらとまらない公共事業ですが、今の時代の趨勢を見きわめるべきではないでしょうか。干拓への企業誘致より、町内の産業活性化に力を入れるべきだと考えます。ちなみに、朝日町では 3 年で 1 億円の補助金を出すことを決めましたが、いまだに企業は来ないという状況があるということです。

このようなことを勘案して、42 号、43 号の条例制定には賛成できません。

続きまして、議案 44 号、平成 29 年度の一般会計の歳入歳出決算認定について、反対討論をいたします。

平成 29 年度は町長・町議選から幕をあげ、町長選は無投票、町議選は定数 8 に対し 10 人の立候補があり、新人 3 人、元職 1、現職 4 の新体制となり、執行部も幹部の若返りが図られました。そのしょっぱなに税務課では、個人番号を付した特別徴収税額決定通知書の誤送付が発覚し、制度にまつわる情報漏えいの危険があらわになりました。また、専決処分事項に誤りがあったにもかかわらず訂正をしないという、公文書のあり方に疑問が生じる事態も起こりました。

危機管理課では、北部地区津波避難タワー、源緑水防センターの建築工事契約の変更が行われましたが、北部地区津波避難タワーにおいては、変更契約前に既に当該工事が施工済み、また、源緑水防センターにおいては、当初の該当地盤強度の見誤りがあったのではないかと考え、適切な予算執行とは言えないと考えました。

また、ドライブレコーダーの搭載が 6 月補正で上げられたにもかかわらず、半年以上になっても凍結されていたのは納得できませんでした。

福祉健康課では、中部・南部保育園・幼稚園統合に向けての工事がおくれ、予算を繰り越したのには納得がいきません。12月の工事入札不調の理由が、下請業者が確保できなかったということによる業者の入札辞退ですが、そのような業者が入札に参加すること自体信じられません。園庭、駐車場の拡大も見通しがないままの統合は、時期尚早ではなかったでしょうか。また、統合に関しては、子ども・子育て支援法の計画の中で、来年度までは2年でやるということが描かれていましたが、何の計画変更もなく1年前倒しで統合されたことにも納得がいきません。

統合された後の南部跡地について、検討中のことということが今議会定例会の中でも議題として上がりましたが、乳幼児をお持ちの親御さんからは、1日使える場所が欲しいという意見もお聞きをしており、それを踏まえた上で、児童館の建設を提案したいと思います。

総務政策課では、複合型施設の建設の最終年になりましたが、昨年度に続き2回目の契約変更で増額補正となる中、最終的には2億円余りの減額補正となったのは、予算の見通しの不確かさをあらわにしたものではないでしょうか。また、地域資源を生かした産業創出のチャンスがあったにもかかわらず、議会に相談もなく一部の幹部だけで検討、決定され、そのチャンスを逃したのではないかとじくじたる思いでいっぱいです。

建設課では、鍋田川線と他の道路との改良工事の度合いが違ってくるのが議論に上がりましたが、抜本的な対策を図るには、通行規制を視野に入れていくべきではないかと考えます。

不用額では、民生費の不用額が特に目立ちましたが、今年度も1,500万円余りの不用額が出ているわけですが、子どもの医療費窓口無料化の拡充に充てられるべきではないかと考えます。

続きまして、議案第44号、平成29年度の国民健康保険特別会計の決算認定についてです。

平成29年度の特徴は、平成28年度と比べると基金繰り入れがなく、実質収支300万円と、8分の1になっています。このような中、保険料は県内2位、医療費は15位であり、昨年度より1位ずつ繰り下がっているとはいえ、高い保険料と低い医療給付費の相関関係は変わっていません。収納率は多少上がっているとはいえ収入未済額は多く、国保財政に大きな影響を与えています。国民健康保険は最後のセーフティーネットでありながら、基盤が脆弱であり、社会保障制度として法定外繰り入れをして保険料を下げるべきであったと考えます。

続きまして、議案46号、平成29年度の後期高齢者医療の特別会計決算認定についてです。

平成29年度から低所得者などが対象の保険料の特例軽減措置の縮小、廃止に踏み出しました。影響を受けるのは全国で900万人以上で、負担が何倍にもなるケースが生まれ

ています。年金はふえず暮らしが大変になる中、特例軽減措置をなくすことは、高齢者の生活を脅かすこととなります。

このような制度改悪を含む平成29年度の決算認定は不認定とします。以前のような老人保健制度に戻すべきだと考えます。

続きまして、議案第47号、平成29年度の介護保険特別会計決算認定についての討論をいたします。

平成29年度は、要支援1、2の方が介護保険給付の対象から外れ、町の総合事業、現行相当サービス、緩和型サービスA、Bに移行した年です。増大する介護給付費削減を目指す国の軽減対策としてとられた措置ですが、決算資料の中にもその特徴が出ています。町の介護予防事業の筋力アップ教室に、新たに要支援1、2の方が含まれましたが、開催回数が前年度と同じでありながら延べ人数は大幅に減っています。訪問介護、現行相当サービス延べ3件、通所型においては延べ15回と、前年度決算、また、当初予算より大幅に減少しています。要支援1、2の方のサービスが減少しているのは明らかです。

また、決算状況から、基金の取り崩しで介護保険料の減額、もしくは据え置きができるのではないかと伺いましたが、取り崩したと想定した保険料になっているとの答弁には納得できません。どこにその金額が示されているのでしょうか。県内で3自治体が保険料を据え置きましたが、そのうちの1つ、朝日町では、基金を取り崩し据え置きにしました。

また、低所得者層第1段階の割合が基本額の0.45%ですが、0.3%に抑える自治体もあります。利用料も現役並みの方は2割になり、負担はふえるばかりです。普通徴収、いわゆる1年の年金が17万円以下で生活している方の滞納繰り越しがふえているのも、生活の厳しさを反映しているものと考えて、反対といたします。

保険料を上げたのなら利用料の減免に取り組む等、少しでも負担軽減になるよう提案をいたします。

続きまして、議案51号、平成29年度の水道事業会計決算認定についてです。

赤字が出ていますが、貸借対照表によれば流動資産が大きく流動負債を上回っているため健全経営状態だとあります。ただ、赤字の要因として、節水で流量が減っただけではなく、使ってもいない長良川の水を建設費返済等のため支払い続けなければならないこととなります。このような水道事業のあり方に異議を唱えるものであり、決算は不認定とします。

以上、議員必携にもありますように、決算認定というのは、その年の決算の審議だけではなく、その審議結果を後年度の予算編成や行政執行に生かすものという規定がありますので、それに従って行わせていただきました。

○議長（伊藤好博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○7番（伊藤律雄君） 7番。

○議長（伊藤好博君） 7番議席、伊藤律雄君。

○7番（伊藤律雄君） 私は、議案第39号から議案第51号までの本日採決を迎える13議案に対し、賛成討論を行います。

まず、議案第39号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、既決予算額の総額から歳入歳出それぞれ497万5,000円を減額し、予算総額を8億2,002万5,000円とする補正予算です。

今回の補正予算は、保険料の本算定が行われたことや、前年度からの繰越金の確定による減額や、本年度に受け入れを予定する保険基盤安定繰入金が増えたこと、歳出では、医療給付費の後期高齢者支援金や介護給付費を初めとした各事業の精査を進めたものであり、適切な補正予算となっていることから賛成をいたします。

次に、議案第40号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、既決予算額の総額から歳入歳出それぞれ342万7,000円を減額し、予算総額を1億3,357万3,000円とする補正予算です。

今回の補正予算は、保険料の本算定が行われ、保険料確定による減額、歳出では、後期高齢者医療連合会の納付金が増えたことによる事業精査で、適切な補正予算となっていることから賛成をいたします。

次に、議案第41号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1,250万円を追加し、予算総額5億1,250万円とする補正予算です。

今回の補正は、歳入の保険料の本算定により保険料及び県負担金の確定、前年度の決算に伴う繰越金の確定に伴う増額、歳出では、介護給付費安定のための積立金及び前年度の介護給付費負担金の確定に伴う過年度国県支出金の償還を行うための予算配置であり、適切な処置であると考えます。

次に、議案第42号の木曾岬町工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例の制定については、町内企業の開発促進及び干拓地の地区計画区域内への企業等の誘致を促進するため、工場立地法の規定により緑地規制を緩和するための条例を定めようとするものであり、適切な処置と考え、賛成をいたします。

議案第43号、木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についても、木曾岬干拓地の企業誘致を促進するため、国の法律に基づき誘致企業に対する固定資産税の優遇措置を設ける条例を定めようとするもので、適切な処置と考え、賛成をいたします。

次に、議案第44号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第51号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定についてまでの8議案は、いずれも平成29年度の決算認定議案です。

これらの決算は、当初予算、補正予算の段階において、予算内容を十分審議され、執行がなされたものであり、本定例会では、常任委員会での議案質疑や全員協議会での議案質

疑も行われており、また、定例会開会日には、代表監査委員から適正に処理されている旨の決算審査報告がなされております。

これらのことから、各会計とも財源の確保が厳しい中、歳出面では、各所に経費削減の努力がうかがえる決算であると思います。よって、この8会計の決算に賛成するものであります。

以上、平成30年第3回定例会に提案されました13議案全てに対し、私は賛成するものであります。皆様の賛同を賜りますようお願いを申し上げ、私の賛成討論といたします。

平成30年9月21日、賛成討論者、伊藤律雄。

よろしく願いいたします。

○議長（伊藤好博君） ほかに討論者はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 討論者なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案採決に入ります。

日程第3、議案第39号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第39号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第39号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第40号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第40号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第40号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第41号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第41号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第41号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第6、議案第42号、木曾岬町工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則

を定める条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第42号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第42号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第7、議案第43号、木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第43号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第43号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第8、議案第44号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対するそれぞれの委員長の報告は可決です。よって、議案第44号は、委員長の報告のとおり可決することに決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第44号は、それぞれの委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第9、議案第45号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第45号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第45号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第10、議案第46号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第46号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第46号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第11、議案第47号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会

計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第47号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第47号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第12、議案第48号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第48号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第48号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第13、議案第49号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第49号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第49号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第14、議案第50号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第50号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第50号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第15、議案第51号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第51号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第51号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第16 発議第2号 「義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実」を求める意見

書

日程第 17 発議第 3 号 「教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充」を求める
意見書

日程第 18 発議第 4 号 「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡
充」を求める意見書

日程第 19 発議第 5 号 「防災対策の充実」を求める意見書

○議長（伊藤好博君） 次に、日程 16、発議第 2 号から日程第 19、発議 5 号までの 4
議案を一括上程し、これを議題といたしますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。

これより上程しました議会議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（伊藤好博君） 議会議件名の朗読が終わりました。

ここで、提出者による趣旨説明を求めます。

○8 番（中川和子君） 議長、8 番。

○議長（伊藤好博君） 8 番議席、中川和子君。

○8 番（中川和子君） では、趣旨説明をさせていただきます。

まず、提出者は、私、中川和子で、賛成者は伊藤律雄議員です。

「義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実」を求める意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

おめくりいただきまして、意見書（案）です。

趣旨。

義務教育費国庫負担制度が存続、充実され、国の責務として必要な財源を確保すること。

理由。

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請にもとづく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」をはかるため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。

しかしながら、1985年に義務教育費国庫負担金の対象外となった教材費等は一般財源の中に組み込まれています。例えば、学習指導要領等改訂により、プログラミング教育等が導入されていくにもかかわらず、教育用コンピューター機器端末の整備状況は、都道府県で格差があります。さらに「教材のICT化に向けた環境整備5カ年計画」では、より高い水準の目標値が掲げられましたが、引き続き一般財源による地方財政措置となっています。

義務教育の水準を安定的に確保し、地域間格差が生じないようにするためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源の確保とその増額が必要です。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

提出先は財務大臣です。

続きまして、発議第3号、「教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充」を求める意見書についてです。

趣旨として、子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充をおこなうこと。

理由。

2017年、「義務標準法」が改正され、小中学校等における「障害に応じた特別の指導」や「日本語能力に課題のある児童生徒への指導」のための教職員が基礎定数化されました。

しかしながら、学級編成については、2011年に小学校1年生における標準が40人から35人に引き下げられて以降、法改正による引き下げはされていません。経済協力開発機構加盟国と比較すると、日本の1クラス当たりの児童生徒数は小学校27人、中学校32人と、平均を大きく上回っています。

これまでも県費、町費による加配教職員を配置し、教育水準の維持向上をはかってきたところですが、新学習指導要領等への移行および全面改訂の時期をむかえた今、教職員がよりきめ細かく児童生徒一人ひとりと向き合うためのさらなる環境整備が必要です。

教育予算を拡充し、教職員定数の充実も含めた教育条件の整備をすすめていくことが、山積する教育課題の解決をはかり、子どもたち一人ひとりを大切にし、子どもたちの豊かな学びを保障することにつながります。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は文部科学大臣です。

続きまして、発議第4号、「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書（案）です。

趣旨は、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度を拡充すること。

理由。

厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、「子どもの貧困率」は13.9%となり、およそ子ども7人に1人の割合で貧困状態にあると言えます。また、子どもがいる世帯のうち、ひとり親など大人が1人の世帯の相対貧困率は50.8%と、大人が2人以上いる世帯より著しく厳しい経済状況におかれています。子どもの進学率においても、ひとり親世帯は全世帯を下回っています。子どもの貧困対策の大きな柱として、教育支援は不可欠です。

また、子どもの貧困対策においては、さまざまな生活背景から課題を抱えた子どもたちに対して、教育相談などを充実する取組や、学校だけでは解決が困難な事案について関連機関と連携した支援を行うなどの取組が必要です。心理や福祉の専門職であるスクールカ

ウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充が求められています。

2017年度から、高等教育段階において、国による給付型奨学金が創設されましたが、「学生生活調査結果」においては「貸与型奨学金の返還にかかる負担」を理由に受給申請を諦めている学生が増えている実態が指摘されています。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は文部科学大臣です。

続きまして、発議第5号です。

「防災対策の充実」を求める意見書（案）です。

趣旨。

子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をはかること。

理由。

「南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次報告）」では、東海地方が大きく被災した場合、三重県内の避難者数は、地震発生翌日で約35～56万人にのぼり、一か月後においても約10～20万人が避難所生活をつづけることになると推計されています。木曾岬町においても、過去最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、津波により約400人が死亡すると想定されています。

2018年4月現在、三重県内の津波による浸水が予測される地域等に所在する学校は、公立小中学校で120校あり、その大多数が避難所に指定されています。校舎等のかさ上げ工事などの対策が必要とされるなか、いまだ具体的な見通しは示されていません。防災関係施設・設備の設置率は、屋内運動場多目的トイレ28.4%、窓ガラスや外壁などの落下および飛散防止対策は、実施率22.3%と低い状況となっており、早急な対策が求められます。

さらには、避難所となった学校において、地域と連携してどのような初期対応が必要か、教職員が避難所運営にどうかかわるかなどの議論も必要です。

地震や風水害等さまざまな災害を想定した学校施設設備の整備をすすめた上で、それがよりいっそう活かされるよう、学校・家庭・地域が連携した防災・減災の地域づくりが急務です。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は文部科学大臣です。

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。

これより発議第2号から発議第5号の意見書4件に対する質疑に入ります。

この件について、何か御質疑がございましたら御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 質疑もないようですので、質疑を終結し、続いて、討論に入りました。

と思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、これより討論に入ります。

討論は一括討論といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認め、一括討論といたします。

討論のあります方は御発言ください。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

ただいま上程中の発議第2号、「義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実」を求める意見書について、発議第3号、「教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充」を求める意見書について、発議第4号、「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書について、発議第5号、「防災対策の充実」を求める意見書についての4議案について、1議案ごとに採決いたします。

日程第16、発議第2号、「義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実」を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立全員です。よって、日程第16、発議第2号は、原案のとおり可決することに決定しました。

可決しました意見書は、事務局より直ちに送付いたさせます。

次に、日程第17、発議第3号、「教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充」を求める意見書について、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立全員です。よって、日程第17、発議第3号は、原案のとおり可決することに決定しました。

可決しました意見書は、事務局より直ちに送付いたさせます。

次に、日程第18、発議第4号、「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立全員です。よって、日程第18、発

議第4号は、原案のとおり可決することに決定しました。

可決しました意見書は、事務局より直ちに送付いたします。

次に、日程第19、発議第5号、「防災対策の充実」を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立全員です。よって、日程第19、発議第5号は、原案のとおり可決することに決定しました。

可決しました意見書は、事務局より直ちに送付いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これにて会議を閉じさせていただきます。

これにて平成30年第3回木曾岬町議会定例会を閉会といたします。

午前10時 9分閉会

○議長（伊藤好博君） 議員の皆様には、本定例会が9月6日より本日までの16日間の日程で開催されまして、議案審議には十分な調査と活発な御議論をいただき、ありがとうございました。皆様の御協力に対し、円滑な議事進行と議会運営により本定例会を無事に終えることができ、住民の皆さんの負託にお応えすることができましたこと、厚くお礼申し上げます。また、加藤町長を初めとする執行部の方々におかれましては、このたび可決した議案を、住民の福祉向上と町政の発展につなげるために、適正かつ的確に執行いただくことをお願いするとともに、長期間の議会審議に出席いただきありがとうございました。どうも御苦労さんでございました。